

## 「みんなで話そう！ 多文化共生のまちづくり」参加者募集

文化スポーツ課 ☎66・1167

国籍や文化に関係なく、みんなが安心して楽しく暮らせる多文化共生社会を目指すための話し合い会の参加者を募集します。

とき 11月24日(日)

午前10時～正午

ところ 市民会館 大会議室内

内容 多文化共生に関する現在の活動状況や地域の現状、課題などの情報を共有するとともに、多文化共生の理解・推進に向けた話し合い。

対象 市内在住・在勤・在学の方で国籍は問いません。市民団体などで多文化共生の推進に関わっている方もしくは多文化共生のまちづくりに関心のある方。

申し込み 11月15日(金)までに、直接または

電話で蒲郡国際交流協会多文化共生部会(文化スポーツ課内)へ。



## その他の情報

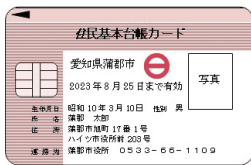
### 住基カード・電子証明書のお知らせ

市民課 ☎66・1109

住基カードに電子証明書の機能を付けると、電子申告(e-tax)や電子申請などの手続きができるようになります。また、写真付きの住基カードは、公的な身分証明書としても利用できます。

申請方法 本人が写真付き身分証明書と手数料(住基カード、電子証明書それぞれ500円)を持参し、市民課窓口(平日午前8時30分～午後4時30分)で申請すれば、即日交付します。写真付き身分証明書をお持ちでない場合は、後日交付となります。

※確定申告の期間は、窓口が混雑します。お早めにご手続きをお願いします。



### 年末調整・法定調書説明会

税務収納課 ☎66・1116

とき 11月21日(木)

午後1時30分～3時30分

ところ 市民会館 中ホール

対象 源泉徴収義務者

内容 平成25年分から適用される復興特別所得税などの説明ほか。

※関係書類は、説明会開催前に税務署から郵送されますので、関係書類を持参のうえ出席してください。

問合せ先 豊橋税務署法人課税第七部門

☎0532・52・6201

※自動音声案内「2」です。

### 青色申告決算など説明会

税務収納課 ☎66・1116

とき 12月5日(木)

午後1時30分～3時30分

ところ 豊川市文化会館

大会議室(豊川市代田町1-20-4)

内容 個人の営業所得、農業所得、不動産所得などの決算書の記載方法などの説明。

※青色申告決算書用紙は確定申告書の用紙に同封されま

す。(前年ホームページで申告された方には、青色申告決算書用紙、確定申告書用紙は郵送されません)

※青色申告決算書、収支内訳書などの用紙は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からダウンロードできます。

※申告書の提出はe-taxをご利用ください。

問合せ先 豊橋税務署個人課税第一部門

☎0532・52・6201

※自動音声案内「2」です。

### あなたの個人市県民税は給与と天引きされていますか？

税務収納課 ☎66・1116

事業主(給与支払者)が従業員の所得税を源泉徴収している場合は、市県民税についても、毎月の給与から天引きし、納入することとなります。この制度を給与特別徴収といいます。また、市県民税を給与からの天引きではなく、ご自身で納税することを普通徴収といいます。

◆こんなメリットがあります

- ・金融機関へ納税に出向く手間を省けます。
- ・普通徴収の納期が原則とし

て年4回であるのに対し、給与特別徴収は年12回なので、1回あたりの負担が少なくおすすめです。

・納め忘れがなくなり、滞納となったり、延滞金が発生する心配がありません。

〈事業主のみなさまへ〉

地方税法および蒲郡市市税条例の規定により、給与を支払う事業主は原則として、個人住民税を特別徴収しなければなりません。特別徴収を行っていない事業主の方は、ぜひ切り替えをお願いします。

特別徴収は、事業主の方に一定の負担をお願いせざるを得ませんが、所得税の源泉徴収と比べ、税額の計算は市が行いますので、税額を計算していただく手間がありません。

また、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にする制度もあります。年度の途中で特別徴収への切り替えは可能です。担当までお問い合わせいただくと、市のホームページをご覧ください。

